平成２４年度第１２回清須市農業委員会議事録

召集年月日　平成２５年２月２０日（水）　午後２時
召 集 場 所　新川体育館　学習室
開　　会　平成２５年２月２０日（水）　午後２時
出 席 委 員　１８名

１．渡辺秋郷	２．大橋　浩	３．石田紀與	４．早川勝義
５．浅井尊弘	６．安田武雄	７．瀬尾久善	８．浅野佳伸
９．成瀬恒雄	１０．三宅正恭	１１．日下部錠一	１２．石黒鉱俊
１３．川崎良一	１４．小﨑　進	１６．星野國雄	１７．加藤頌茲
１８．星野　満	１９．櫻井紀彦		

欠 席 委 員　１５．小崎崇徳

本会議に職務のために出席した者の氏名
　　事務局長　　寺井秀樹
　　主　　事　　島津行康・山田悠二・山口勝敏・寺前俊孝

議 事 日 程　１．開会のことば
　　２．農地転用等について
　　３．その他

事　務　局　　それでは、只今より、平成２４年度第１２回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことば、並びに会議の進行をお願いします。

会　　長　　皆さん、こんにちは。
　２月に入り、節分、立春と除々にですが、季節は春に向かって進んでいます。しかし、まだまだ寒い日もありますので、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。
　では、只今から、平成２４年度第１２回清須市農業委員会を開催いたします。
　本日の出席議員は１８名で、１５番委員の小崎崇徳さんより欠席の連絡が入っております。定足数に達していることをご報告いたします。
　次に、本日の議事録署名者を指名させていただきますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

会　　長　　どうもありがとうございました。
　それでは、１０番委員の三宅正恭 委員と、１９番委員の櫻井紀彦 委員

にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会　　長　　どうもありがとうございました。
それでは、本日の議事日程（２）農地転用等について、へ進みたいと思います。

【議案第２５号】
農地の利用計画変更申出について
【議案第２６号】
農地法第５条による許可申請･･･４件
【議案第２７号】
清須市農業委員会「平成２４年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案)」策定について
【議案第２８号】
清須市農業委員会「平成２５年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案)」策定について
【議案第２９号】
下限面積（別段の面積）の設定について
【議案第３０号】
清須市賃借料情報の公表について

以上、６議案について審議したいと思います。

会　　長　　それではまず【議案第２５号】農地の利用計画変更申出について、を議題とします。
事務局に説明を求めます。

事　務　局　　はい、会長。
それでは、【議案第２５号】について、ご説明のほうをさせていただきたいと思います。
こちらにつきましては、通常、「農用地の除外」といわれるものでございます。こちらについては、本来であれば、農業委員会の始まる前に農業振興地域の促進協議会を開いて、先にご審議していただくものですが、時間等の都合によりまして、今回は農業委員会のほう、一回でということでさせていただきます。
それでは、内容の方を説明させていただきたいと思います。農用地利用計画変更申出調書ということで、整理番号１番、稲沢市の方ですが、●●様。場所につきましては、清須市春日●●●●●番、地目 畑、面積につきましては、３４４㎡、こちらに分家住宅を建てたい、という申し出であります。その調書を一枚めくっていただきますと、清須市の農業の振興に

関する計画というものを添付させていただいておりますが、こちらは、清須市の春日地区の農用地につきましては、これまで何度もありましたが、土地改良解散後８年の網というものが被っておりまして、その８年間の間に転用する、農用地を除外するといったことがあった場合、清須市がこの計画を策定し、それから除外の方の審議に入る、という形となっております。

その旨、ご了解いただいて、こちらのほう以前から作成させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

こちらのものにつきまして、この計画の６枚目以降の施設概要というところで、左肩上に別紙１　施設調書、施設番号６番となっておりますが、これまでに５番まで、この様な計画の下、この振興計画を作ってきております。こちらの方に、施設の種類、施設の位置、先ほど申し上げましたとおり、施設の規模（面積）、と施設の建設予定年月日のほうを入れさせていただきまして、このまま順調に行って、本年１２月頃に分家住宅の建設着工に入りたい、というものでございます。

こちらにつきまして、今後、農業委員会、今回審議をいただく部分を含め、後、宮田用水、農協と審議の結果、何も意見がつかない場合、この計画の変更をし、農用地除外のための審議の方を愛知県と進めていくことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

場所につきましては、それから２枚ほどめくっていただきますと、Ａ３資料の位置図というものを添付させていただいておりますが、県道名古屋一宮線の春日西牧前の交差点、北西側のところにあります、四角で囲った場所となっております。こちら、今回、事業計画を予定されている方のお母様が所有されている土地であり、相続によって譲り受けられたものでありまして、そこに娘さんが家を建てるという計画となっておりますので、よろしくお願いいたします。

こちらにつきましては、何も問題がないということでございましたら、このまま愛知県で平成２５年４月に行われます、尾張対策班会議というものがございまして、そこで実際に農用地の除外ができるかどうか県の承諾を得るための会議の方へ書類の方をあげに行くこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

会　　長　　はい。ご苦労さまでした。

この案件について何かご質問・ご意見等がありましたら伺いたいと思いますが。地元の委員さんは星野委員ですが、なにかございませんか。

星野（國）委員　　問題ないと思います。

元々、ここの農地は、他の人が作付けをされておられるということを伺っております。

事　務　局　　はい。作付けの方につきましては、所有者のほうで調査してやっていただくという形にはなっていきます。

会　　長　　はい。他に何かございませんか。

（特になし）

会　　長　　それでは、この案件について、当委員会として承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会　　長　　ありがとうございます。
では、議案第２５号につきましては、許可することといたします。

会　　長　　続きまして、【議案第２６号】農地法第５条による許可申請４件について、を議題とします。

これについて、事務局から説明をお願いします

事　務　局　　はい、会長。
それでは、議案第２６号、農地法第５条第１項の規定による許可申請４件について、ご説明させていただきます。
それでは、受付番号１３７番をお願いします。
申請地は、清須市春日●●●●●番●及び●●番、ともに登記、現況 畑 合計面積２９９㎡です。
申請地は、県道一場中小田井線北側にある農業振興地域 農用地内となります。
この案件については、平成２５年１月２８日に愛知県の方で行われました、農用地を除外するための「尾張地域農業振興地域整備対策班会議」において、審議の結果、「除外やむを得ない」と回答を受け、そのため農地転用の許可申請をされたものです。
譲渡人　●●　様、譲受人　●●　様、として申請地を所有権移転し、分家住宅を建築するための農地転用となっております。
譲受人は、現在、名古屋市守山区の賃貸アパートにて夫と２人の生活しておりますが、身の回りのものが増え、手狭になってきたことで戸建て住宅の必要性を感じて、ご両親にご相談したところ、親の所有する土地に住宅を建築することについて同意を得ましたが、この土地につきまして候補となる土地が、その他数箇所ありましたが、その他の土地につきまして、連たん性に欠けていたり、市のハザードマップにおける浸水被害が想定される場所等、今回申請地となった場所につきまして、住宅を建築する際に、妥当である、という判断がなされ、今回の申請となっております。
申請のあります土地は、農業振興地域ではありますが、ＪＲ清洲駅を中心とする半径５００ｍの円で囲まれる区域の宅地割合が４０％を超えるため、宅地割合が４０％になるまで延長したとき１ｋｍ以内にある農地で

あるため、立地基準を判断すると国、県の示す運用通知より農地法第５条第２項第１号ロの２　オー（ア）－ａ－ｂに該当し、施行令も転用基準から判断しますと、農地区分は第２種と判断できます。

また、許可基準についても、この申請地につきましては、農地の辺縁部でもあり、先に説明させていただきましたが、その他の土地では、代替性が認められないと判断され、事業の目的を達成しようとすると、この土地でなければならないため、運用通知上から、「許可できる。」となっているため農地法上、特段問題があるとは考えられませんので、今回の申請となっておりますのでよろしくお願いします。

続きまして、受付番号１３８番をお願いします。

申請地は、清須市春日●●●●●番、登記地目は田、現況は、こちら無断にて長年、廃棄物等が放置され、愛知県からも指導対象となっていた場所でありましたが、最近、原状回復にむけた作業を実施しているため、申請時では、休耕畑という形で転用のほう進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。面積につきましては４１７㎡、こちらを譲渡人　●● 様　譲受人　株式会社●●●●　●●●●●　●● 様、とした所有権移転によります、会社所有の駐車場とするための申請となっています。

申請地につきましては、国道２２号線東側に広がる市街化調整区域内の農地となっています。

この申請地は、先ほど少し説明しましたが、合併する以前より、農地転用の許可なく、資材置場として使用するようになり、やがて産業廃棄物まで運び込まれ、そのまま放置されておりました。愛知県とともに原状回復を含めた指導を行ってきましたが、改善の傾向はなく、現在に至っていました。

本年度についても、愛知県とともに現場を確認しましたが、状況に変化はない状況でありましたが、最近になりまして、譲受人である●●●●株式会社より、放置されていたごみの処分とともにその土地を所有権移転し、会社の駐車場として使用するための申請が出されたものです。

申請のありました土地は、当該調整区域の中央を幅員１０メートルの市道　流・江先線が南北に走り、その東側には一級河川の水場川が流れる、ということもありまして、一段の農地として考える際、１０ｈａ未満の農地と考えられます。

そのため、農地法５条第２項第１号ロの１並びに施行令第２１条、第１３条による転用に関する立地基準から判断しますと、オー（ア）－ｂとなり、農地の区分は第２種と判断します。

また、許可基準についても、●●●●が駐車場とするために周辺の農地の方に声をかけたところ、この土地の方からは、転用について、問題ない、という回答をいただいていることから、運用通知第２の１の（１）から判断し、「許可できる。」となりますので、農地法上、問題がない、となりますのでよろしくお願いします。

続きまして、受付番号１３９番、１４０番をお願いいたします。

この２件については、関連がありますのでまとめて説明させていただき

たいと思います。

この２案件につきまして、新学校給食センター建築に関連したものでありまして、受付番号１３９番につきましては、先の農業委員会で農地法５条の許可案件を審議していただいております、その案件の敷地拡張となるものでございます。

また、この受付番号１３９番についても先に説明させていただきました受付番号１３７番と同様に平成２５年１月２８日に行われた、農用地を除外するための「尾張地域農業振興地域整備対策班会議」において、審議の結果、「除外やむを得ない」と回答を受け、農地転用の許可申請となっております。

受付番号１４０番につきましては、この新学校給食センター建築する際に、工事車両の通行のため、また、周辺農地を保護するためということで、一時転用にて取付道路を設置するための部分的な転用となっておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、１４０番については、「一時的に農地として活用しない」という観点から、また、いずれは、農地として活用するために戻すという意向もありますので、除外は必要ないという形となりますのでよろしくお願いいたします。

１３９番につきましては、譲渡人　●●　様、譲受人　●●●●、一場●●●●●番●、登記、現況とも畑、また、●●●番●、こちら登記　田、現況　畑で、面積９．５９㎡、を敷地拡張のため、１４０番につきましては、賃貸借ということで、６６０㎡の一部６０㎡を取り付け道路とし、間を平成２５年１２月３１日までとする賃借権設定による一時転用となっています。

こちらの土地につきましては、ＪＲ清洲駅を中心とする半径５００ｍの円で囲まれると、先ほどの１３７番と同じような要件となりまして、農地法第５条第２項第１号ロの２　オー（ア）－ａ－ｂに該当し、農地区分としては第２種と判断できるため転用も可能となります。

また、許可基準につきましても、他の農地では現在の事業を達成することができない、と判断できますので、農地法上、特段問題があるとは考えられませんので今回の申請となっておりますので、よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

会　　長　　はい。ご苦労さまでした。

この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。地元の委員さん何かありませんか。

１３７番は星野委員、１３８番は加藤委員、番号１３９・番号１４０は、三宅委員ですが、いかがでしょうか。

星野（國）委員　　１３７番につきましては、別に問題はございません。

加藤委員　　１３８番につきましては、先ほど説明がありましたが。

農業委員の立場から、こんなことを申し上げるのは、どうかとは思いますが、先ほど話しがありましたとおり、現実的には地元としては大変困っておりました。県の廃棄物対策課ともいろいろと数年来協議を重ねてきましたが、ようやく引き取り手ができたということで、ありがたく思います。
本来であれば、審査・許可を経なくてはならないのですが、是非とも、当地の箇所が整備されることを望んでおりますので、よろしくお願いいたします。

三宅委員　１３９番・１４０番につきましては、先月の審査と同じですので、大丈夫です。ただ、１４０番については、賃貸借ですか。期限はいつまでですか。

事務局　はい。
賃貸借で、期限は、年内（１２月３１日）までです。

三宅委員　はい。いいですよ。

会長　他にございませんか。

（特になし）

会長　それでは、ご意見も特にないようですので、当農業委員会として承認してよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」）の声あり

会長　ありがとうございました。
それでは、この案件について、当農業委員会として承認することといたします。

会長　続いて、【議案第２７号】清須市農業委員会「平成２４年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検・評価（案）」策定について、を議題とします。
これについて、事務局に説明を求めます。

事務局　はい会長。
それでは、議案第２７号、第２８号、と続けて説明のほうさせていただきたいと思います。
議案第２７号「平成２４年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」、並びに議案第２８号「平成２５年度の目標及び、その達成に向けた活動計画（案）について」、ということで説明のほうをさせていただきます。
この２議案につきましては、内容のほうを説明しますと、かなり長くな

ってしまいますので、要点だけを説明させていただきます。
　まず、なぜこれをやるのかといいますと、ちょうど１年ほど前も、同じような説明をさせていただいておりますが、平成２１年１２月１５日に改正農地法が施行されました。その中に、「農業委員会の適正な事務実施について」ということで、農業委員会の業務の透明性向上、全国的な公平性・公正性の確保という観点から様々なものが平成２２年、平成２３年度より順次実施されております。
　そのため、清須市農業委員会としても昨年、平成２３年度より清須市農業委員会の活動に対して目標の設定及び活動計画を策定、そして、その策定した目標及び活動計画に対しての点検・評価を公表し、意見をいただくといったことをさせていただいております。それに基づくものでございますので、よろしくお願いいたします。
　それでは、内容について少し説明させていただきたいと思います。
　では、まず「平成２４年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」の資料をお願いします。
　大きな点検項目としては、「Ⅰ（ローマ数字）法令事務の点検」と「Ⅱ　法令事務に関する評価」となっております。その中で、「１　総会等の開催及び議事録の作製」については、毎回、定例会の開催日を市のホームページのほうで公表しております。それに合わせた、議事録を作製し、農業委員の皆さんに順番で議事録署名をいただくとともに、議事録をプライバシーの保護の下、出せない部分は●（黒丸）にして、市のホームページの方で公表している旨が、この中に記載されております。
　続いて、２番の方になりますが、１枚めくっていただいて、定例会で審議いただいた農地転用の許可件数とその対応、情報提供等についてを記載してあります。
　それ以降、一番中心となってきますのは、３枚ほどはねていただきますと、農地対策が主となってきている、現在の農業委員会ではありますが、遊休農地の発見、解消の「農地パトロール」の実施状況と対応、後、認定農業者、担い手確保のための農地利用集積、違反転用への対応がそれぞれの項目ごとに昨年設定した目標について、評価の方をこちらの方で作成させていただきましたので、また、後ほどご意見等ございましたらいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
　また、その中でも農地パトロールにつきましては、２３年度より大々的にやりまして、後ほど報告の方はさせていただきますが、耕作放棄地と呼ばれる土地が、数字上は不耕作というものは含まれませんが、徐々に耕作放棄地となっているものが減ってきている、というのが現実でございます。
　続きまして、議案第２８号に移らさせていただきたいと思います。
今、点検と評価ということで書かせていただきましたが、これを参考に、また平成２５年度に農業委員会として、このようなかたちで進めていきたいといったものが、ここの中に簡単でございますが、記載させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
　こちらについて、これも「Ⅰ（ローマ数字）　法令事務」「Ⅱ　促進等事務」ということで、こちらのほうございますが、現在の清須市の農地面

積と遊休農地（耕作放棄地となっている農地パトロール時に見つけた農地の面積）の記載があり、今後２５年度には、どのようなかたちでしていきたいか、というようなことを書かせていただいております。

８月から１１月ということで、水田の現地調査、また１１月に農地パトロールといったものをこの中に含めさせていただきまして、そのまとめを９月から１月に行っていきたいと。

その時に、現在、耕作放棄地が２ヘクタールちょっとございますので、きりのよいところで２ヘクタールほど減少できないかと考えております。

また、その次につきましては、担い手の確保であったり、農地集積、違反転用への対応について、今年度、皆様に行っていただいたものを、来年度も引き続き行っていくと、いうような記載となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

会　　長　はい、ご苦労さまでした。

事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

（特になし）

会　　長　何かございませんか。

意見等がないようでしたら、本議案について当農業委員会として、承認することとしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」）の声あり

会　　長　ありがとうございました。

それでは、この案件について、当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、【議案第２９号】下限面積（別段の面積）の設定について、を議題とします。

これについて事務局に説明を求めます。

事　務　局　はい、続けて申し訳ございません。

議案第２９号　下限面積（別段の面積）の設定についてご説明いたします。

こちらの件につきましても、先ほど、議案第２７号・２８号にてご説明させていただいた改正農地法に伴った項目によるものでございます。

農業委員会として、毎年、その地域の下限面積の設定を見直し、その見直した下限面積とともにその理由を公表するということがうたわれており、農業委員会としても設定又は修正、現状のままいくのか、ということで審議いただくものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、下限面積の設定の資料をお願いします。

平成２１年１２月１５日の農地法の改正とともに公示した清須市の別段の面積・下限面積は、２０アール、２反となっております。

この面積について、平成２５年についても、農地法施行規則第１７条第１項、及び第２項の適用により、変更を行わないという形でさせていただいきたいと思います。

その理由につきましては、施行規則上、「当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものである」と記載されております。

この部分につきまして、算定する基礎が２０１０農林業センサスの結果しか今は、持ち合わせておりませんので、ここの部分につきましては、その数字から判断しますと、従来どおりの２反という数字が妥当ではないかと、２０アールを変更しないと、また施行規則第１７条第２項のほうには、同条第２項「耕作の目的に供されておらず、かつ、引続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正に利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。」ということで、清須市内、先ほど少し申し上げましたが、農地パトロール等やって耕作放棄地が増える方向性よりも減少の傾向にある、という部分もございますが、まだ０（ゼロ）になったわけではございませんので、管内の耕作放棄地が従来よりも拡大していないという状況であるため、下限面積につきましても従来どおり２反ということが妥当であると判断しておりますので、この２つのことから今年度平成２５年度につきましても、変更なしの２０アールと設定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会　　長　はい、ご苦労さまでした。

今、事務局から説明がありましたが、委員の皆さん、この議案についてご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

（特になし）

会　　長　よろしいでしょうか。

ご意見等なければ、この議案について、当農業委員会として承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」）の声あり

会　　長　どうもありがとうございます。

それでは、この案件について、当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、【議案第３０号】清須市賃貸料情報の公表について、を議題とします。

これについて、事務局に説明を求めます。

事　務　局　　はい、では失礼いたします。

こちらにつきましても、農地法の改正に伴うものでございますが、それまでは、標準小作料というものがありまして、その標準小作料を用いて、様々な賃貸借契約等が結ばれておったということが現状でありましたが、その標準小作料というものが廃止されまして、その後、それに代わるものが農地法により、どのような状況で権利設定され、農地の賃借料の状況がどのようなものであるのかを公表しなさい、ということに伴いまして、公表するための資料となっております。

その提供するために資料としましては、直近１年間をデータ収集期間とすることが妥当とされておりますので、今回の審議いただく案件の期間としましては、平成２４年１月から平成２４年１２月まで、清須市農業委員会で審議され、承認された農地法第３条及び農業経営基盤強化促進法による貸借、いわゆる利用権設定によるものの賃貸借権設定のものの情報提供となりますので、よろしくお願いいたします。

ただ、こちら出ておりますのは、当農業委員会に出されたものでございますので、全く拘束力はなく、これに準じた金額を貸し手・借り手で十分協議いただいて、賃貸借契約をその後結んでいただきたいというものの資料でございますので、あくまでも参考資料というかたちになってこようかと思います。

この年度代わりの時にこれに関連したお問い合わせが数件ありますが、清須市としては、こういう状況でありますので、今申し上げましたとおり、貸し手と借り手の方で十分協議していただいて、賃借料を設定してください。そして、その設定した賃借料を農業委員会のほうに届けてください、ということを申し上げておりますので、こちら、公表させていただいておりますけど、あくまでも参考になる金額となりますので、よろしくお願いいたします。

会　　長　　はい。事務局の説明が終わりました。

この案件について、委員の皆さん、ご意見等があればお伺いいたします。

（特になし）

会　　長　　特に意見等なければ、本農業委員会として承認することとしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」）の声あり

会　　長　　どうもありがとうございます。

それでは、この案件について、当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、［報告第４７号］農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、に入ります。

読み上げますので、地区の担当者の方は、何かありましたらよろしくお

願いいたします。
番号２８番　一場●●●●●番●●、登記 田、現況 宅地、面積６６㎡。
この報告について、地元の委員さん何かございませんか。

三 宅 委 員　大丈夫です。問題ありません。

会　　長　はい。ありがとうございます。
続きまして、［報告第４８号］農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、に入ります。読み上げますので、地区の担当者の方は、何かありましたらよろしくお願いいたします。
１３番　廻間●●●●番●、●番●、●番●●、●番●●、登記 現況とも、すべて田、合計面積は９９９㎡ですが。

日下部委員　これは、いいです。

会　　長　水のほうは、よろしいですか。

日下部委員　はい、水のほうも大丈夫です。

会　　長　番号１３０番　上条●●●●番●●、登記 現況とも畑ですが。

川 崎 委 員　これは、大丈夫です。

会　　長　はい。
続きまして、１３１番　清洲●●●●●●●●番●、登記は田、現況は雑種地ですが。

日下部委員　はい、これは大丈夫です。

会　　長　よろしいですか。

日下部委員　はい。これは、畑というより雑種地です。

会　　長　はい。
続いて、１３２番　桃栄●●●●●●番、登記は田、現況は宅地ですが。

安 田 委 員　これは、現況が宅地になっておりますけど、今現在埋め立てが完了したため、このようになっております。埋め立てしたばかりです。

会　　長　１３３番　春日●●●●●番、登記は田、現況は畑ですが。
これについては、いかがですか。

小﨑（進）委員　これは、登記は田ですので、宮田用水の関係はどのようになっています

か。

事　務　局　　一応、課税台帳上は載っておりませんでしたが、また後で調べて連絡します。

小﨑（進）委員　　これは、確か不かんがい地であったかと思いますが、確認をお願いします。

事　務　局　　はい。わかりました。

小﨑（進）委員　　それ以外は、別段問題はありません。

会　　長　　はい。
　続いて、１３４番　西枇杷島町小田井●●●●番●●　登記は畑、現況は雑種地ですが。

渡 辺 委 員　　はい。これは、以前から住宅が建っており、その際に登記を直していなかったことによる申請であるかと思いますので、問題ありません。

会　　長　　はい。
　１３５番　一場●●●●●●番、登記 現況は田ですが。

日下部委員　　これも、先ほどと同じように宮田用水の方だけ、こちら用水田ですので確認をお願いします。

会　　長　　１３６番　廻間●●●●●番●●、登記は田、現況は畑ですが。

日下部委員　　これは、問題ございません。

会　　長　　はい。ありがとうございます。
　続きまして、[報告第４９号]農地法第１８条第６項の規定による届出について、に移ります。
　番号１１番　一場●●●●●番●、登記 現況とも畑、番号１２番一場●●●●●番●、登記 現況とも田ですが

三 宅 委 員　　これは、いずれも特段の問題はございません。

会　　長　　はい。ありがとうございました。
　続きまして、[報告第５０号]農地改良届出書について、に移ります。
　番号９　朝日●●●●番　登記は田、現況は畑ですが、これについてはいかがですか。

成 瀬 委 員　　はい。これについては、問題ありません。

ただ、宮田の決済金だけ確認をお願いします。

事　務　局　　はい。これにつきましては、決済金のほうを納付していただくための手続きを行っております。

会　　長　　はい。
続きまして、[報告第５１号]生産緑地の斡旋について、に移ります。
これについて、事務局に説明を求めます。

事　務　局　　はい、会長。
１月２５日に現地確認を行った時に農業委員の皆さま方に、生産緑地の斡旋について申し上げました。場所につきましては、西枇杷島町城並●●●●番●、地目が田、面積が５１０㎡です。
これについて、地元の農家の方でどなたか買い取り希望のある方みえましたか。いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

（特になし）

事　務　局　　はい。
農業委員さんの中での買い取り希望の方は、なかったということで、都市計画課の方に報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

石 黒 委 員　　この生産緑地の平米１４万円という価格は、路線価から出しているのですか。

事　務　局　　本人の希望価格です。

会　　長　　はい。
それでは、生産緑地の斡旋については、なかったということでお願いします。
それでは、３．その他、に移ります。
事務局から、何かありましたらお願いします。

事　務　局　　はい。
本日、机上に配布させていただきましたＡ４　１枚の書類をお願いします。
１１月８日と、１月２５日にお願いした農地パトロールを実施した結果でございます。
１１月８日に９７筆あったものが、１月２５日には、６４筆になっており、この６４筆の中には新規に見つかったものもございまして、差し引きすると、少し計算が違ってきますが、６４筆になり、約３８筆ほど、解消ができました。また面積につきましても、３５，５１０㎡が２２，７００㎡

程度に減り、約１３，０００㎡程、減っておりますということで、農地パトロールの結果が、このような形で出てきておる、というご報告をさせていただきます。

まだ、残っている方につきましては、今後も指導通知書により耕作放棄地・草ばえを解消してください、という通知を随時出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会　　長　はい。

では、次回の開催について確認します。

平成２５年３月２１日、木曜日、午後２時から、場所は、新川体育館　学習室にて開催予定ですので、よろしくお願いします。

以上で、平成２４年度第１２回農業委員会を閉会します。

どうもありがとうございました。

―終了時刻午後２時４５分―

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１０番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１９番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿